

豊中市消防本部ホームページ運用要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊中市消防本部ホームページ（以下「ホームページ」という。）の運営に関して必要な事項を定め、良好な広報媒体として広く市民の利便に供することを目的とする。

(ホームページの担当)

第2条 ホームページを管理する担当は、豊中市消防広報・広聴委員会（以下「広報委員会」という。）とし、責任者は広報・広聴委員長とする。また、技術面の担当は、電算管理係とする。

2 ホームページの作成のために、広報委員会の下にホームページ委員をおくことができる。

(ホームページの改造等)

第3条 ホームページの大規模な画面構成の改造や増設（以下「改造等」という。）は、広報委員会と電算管理係が協議の上、定期的に実施していくものとし、詳細については、「豊中市消防本部ホームページ作成運用マニュアル」（以下「マニュアル」という。）によるものとする。

2 随時行う軽易な更新、廃棄についても、マニュアルによるものとする。

(企画会議)

第4条 広報委員会と電算管理係は、毎月1回以上の会議を開催し、ホームページの企画や方針について検討するものとする。

(協議事項)

第5条 ホームページの運用に関して疑義が生じたときは、必要に応じて広報・広聴委員長がその都度広報・広聴委員、電算管理係、ホームページ委員及び関係者を招集し、協議するものとする。

附 則

1 この要綱は、平成16年3月1日から施行する。